宇治市政だより

発行所　宇治市役所
京都府宇治市宇治琵琶33番地
印刷所　KK新進堂

市の住民登録人口
（42年2月末日現在）

世帯数	22,160世帯
人口	79,064人
男	40,851人
女	38,213人
外人登録人口	1,287人

42年2月市人口の動き
出生182人　死亡48人
結婚138組　離婚 6組

市の面積
67.29 平方キロメートル

交通災害共済制度を計画
六月実施をめざす

宇治市では、交通事故により災害を受けた市民を救済するため、交通災害共済制度をはじめることにし、三月定例市議会に関係する議案を提出します。

私達の周辺には、たえず交通事故がおきていますが、最近の交通事故は、一度おこれば、悲惨な結果になることが多く、被害を受けるのは、ほとんど無傷でもいえる一般市民なのです。そのうえ、事故に対する補償や交渉などがスムーズに進まないため、解決までには、相当の期間がかかる場合がほとんどという状態です。そこで、これらの交通事故による災害を受けたときに、被害者自身が経済的な負担を軽くするため、一定の掛金をかけて市民共済制度による見舞金が受けられるようにしようとするものです。

市の計画では、一年間に三百六十五円（一日一円）の会費を納めた市民が、交通事故にあったときに、死亡したとき五十万円を最高に傷害の程度に応じて十万円から三十円までの共済見舞金が受けられるようにしています。また共済見舞金は本人の過失に基づく自損行為であっても受けられることになります。

そのほか、交通事故による受けた災害が、その後の経過により傷害の程度の等級があがったときは、等級に応じて見舞金の差額が支払われます。

この共済制度は、議案が可決になり次第、準備にかかり、きたる六月一日実施を目途に作業を進めることにしています。

すでに、全国の市町村では、この制度を実施しているところもありますが、自治体が住民を交通戦争からすくう手段とし、立ちあがったものとして、各方面から注目されています。

（企画広報課）

公害対策会議が発足
旧組織を発展的解消
予防活動に重点強化

さる二月十六日、「宇治市公害対策会議（会長＝未定）」が新しく発足しました。

この会は、市内の府の機関（宇治事務所・宇治保健所・宇治土木工営所）と市の公害問題を担当する部課と同工会議所の各関係者で構成し、市内で発生する公害やこれらの苦情に対し、各機関が相互連絡や調整を密接にして、公害行政をスムーズに進める目的で組織されました。

いままで公害の問題を取りあげる機関としては、昭和三十九年八月に結成された宇治公害対策協議会（会長四田利治市助役）がありましたが、この協議会は、公害の実情調査の防止対策の研究を目的とし、市内の工場二十社を構成員に専門家の講演や工場施設の見学などを行なってきました。

しかし、続発する公害苦情の直接の解決には、適当な組織ではなく、官庁関係者と工場関係者とを区分して、より活動しやすい組織に改めた方がよいとの結論に達したので、今回宇治市公害対策協議会を発展的に解消し、新たに宇治市公害対策会議が生まれました。

宇治公害対策会議では、組織が強化されたのを機会に、公害問題の研究や指導などもより積極的に行ない、ますます複雑化する公害に対処することにしています。

一方、工場関係者の間でも、商工会議所が中心となり、きたる四月結成をめどに、新しい組織づくりが着々と進められています。こうして、宇治市の公害対策に新しい強力な機関が生まれることになり、積極的な活動が期待されています。

（商工観光課）

事故防止策を申入れ
近鉄小倉駅踏切

さる二月十九日、近鉄京都線小倉駅北の桃山八番踏切で起った貨物トラックと電車の衝突事故は、死者四人、重軽傷者あわせて八人という惨事となり、市はじまって以来の大事故となりました。

市では、さっそく二月二十日、近鉄京都線小倉駅北の桃山八番踏切で起った貨物トラックと電車の衝突事故は、死者四人、重軽傷者あわせて八人という惨事となり、市はじまって以来の大事故となりました。

市では、さっそく二月二十日、近鉄本社に対し、緊急に踏切施設の根本的な改善を行ない、通行者の安全確保を強く申入れるとともに、同社のこれに対する方針についても早急に回答するよう申入れました。

今回の事故は、通行人までがこの事故のまき添えにあうという結果になり、地元町内会では踏切の安全と、懸案になっている地下道の建設が一日でも早く着工されるよう強力に申入れていますが、市では、この問題についても交渉で申入れています。

自治功労者などを招待
市制施行十六周年

市では、三月一日が市制施行十六周年記念日にあたるため、いままで市の発展につくした先輩である自治功労者、篤志者を招き、新しく完成した寺内道小学校、木幡保育所の施設を案内した。

そのあと都カントリークラブで懇談会を開き、市長があいさつ、企画広報課長、都市建設課長が、市の発展の経過などについて説明を行なった。

木幡小学校着工
開校は九月末

浄妙寺跡の遺跡調査発掘のため着工がおくれていた木幡小学校の建設が、さる二月二十五日からはじまりました。

木幡小学校は、さきに宇治市木幡赤塚四番地に建設することができましたが、同校の敷地に、浄妙寺跡の遺跡が含まれるため、教育委員会では、浄妙寺跡調査委員会を結成して発掘調査を進めていましたが、学校敷地北東の地点に遺跡と確認される礎石などが発見されたので、これらの遺跡については、そのまま保存することに決定しました。

しかし当初の設計では、校舎の建設位置が、遺跡にかかるため、設計変更などが考慮されましたが九月末までに、校舎の完成をめざすため、設計変更は行なわず、校舎全体を三初の位置から南側へ約五十メートル移したところに建設することに決定しました。

校舎は、鉄筋コンクリート造り三階建て、一階が六〇一、二階五〇二、三階五〇二、塔屋二九坪六合メートル。延べ一、六三四平方メートルの広さです。教室数は、普通十六、特別（理科音楽）二のほか給食室、職員室、校長室、放送兼副室、男女更衣室、保健室、宿直室、用務員室、便所などです。総工費は、八千万円で、昭和四十一年度と四十二年度の継続事業として実施されるもので、木幡小学校が完成すれば、市内では、第九番目の小学校が誕生することになります。

（教育委員会事務局）

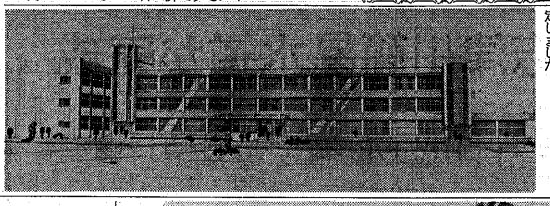

市営住宅建築中
入居申込は五月の予定

市では、いま第二種市営住宅（低所得者用住宅）の建設を急いでいます。

建築場所は、五ケ生三番割官有地で、敷地は、昨年度造成した場所の南側にあたります。

建築戸数は二十四戸で、建物の構造は簡易耐火二階建、四棟です。

一戸あたりの延面積は、三十九・五五方メートル。二階は、玄関ホール、台所、物置、便所、押入二階は、押入、八・二四・七平方メートルの居室二部屋です。

工費は、二千二百五十万円で、完成は三月末日の予定。

この市営住宅が完成すると、すでに居住している五十戸とあわせて七十四戸の市営住宅団地が誕生しますが、引続き四十二年度でも建設を計画しています。

入居者の募集は、住宅が完成を待って行ないますが、入居については、新聞または市政だよりでお知らせいたします。

（厚生課）

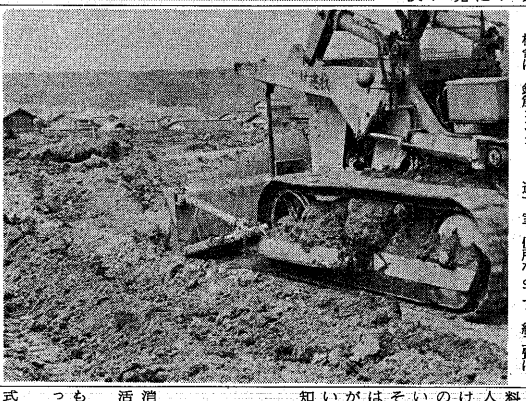

写真（上）木幡小学校の完成予想図と（下）整地工事がはじまった学校敷地

野球場の使用は一回一日限りに
黄檗公園球場

野球場の使用については、昨年来、申請の日から翌月末までを無制限に許可していましたが、使用料が無料となったため、特定の個人や団体が連続して使用許可を受け、独占して使用したため、一般の方々がなかなか使用出来ないといったことがしばしばありましたそこでこんの許可申請については、一回一日以内とし、その使用が終らない限り、次の許可をしないという方法になりますから、お知らせいたします。

（都市建設課）

新鋭消防司令車が入庫

市の消防本部にこのほど新しい消防司令車が配置され、さっそく活躍しています。

市の発展とともに、消防の仕事も量が多くなり、しかも複雑になってきました。

しかし、従来の司令車では、年式が古く装備も不完全なため、十分な指揮の伝達や機動力を生かすことができないため、新しく購入したものです。

この司令車には、七十六馬力、六人乗りのワゴンジープで、特殊な装置としては、本部との連絡のためのFM無線機、拡声機、サイレンなどを装備しています。

消防本部では、災害時はもちろん、火災予防のPRにも使用し、市内から火事を無くすため、フルに司令車を活用することを計画しています。

（消防本部）

火事・救急の通報は一一九番へ

今月の出張徴収

三月二十八日（火）
旦椋公会堂　広野公民分館
開公民分館　伊勢田公民分館

三月二十九日（水）
東宇治分室　木幡公民分館

三月　三十　日（木）
川東公民分館　宮東公民分館

取扱時間は、いずれも午前十時から午後四時まで

今月の心配ごと相談

定例相談
三月二十八日（火曜日）午後一時～四時
川東公民館　田中定助・宮城敏夫

新刊書が揃いました……

忙しいあなたのためにグループの館外貸出を行なっています。
くわしくは市民会館図書室へ
（電四〇四九番）

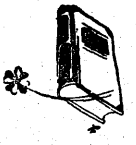

たばこは市内で
買いましょう

第187号　第3種郵便物認可毎月1回1日発行定価1部5円　宇治市政だより　昭和29年2月16日第3種郵便物認可　昭和42年3月1日発行（2）

利用者がふえる融資制度

◇……申込は気軽に……◇

住宅資金　運転資金

宇治市が昨年八月からはじめた勤労者のための住宅の増改築資金の融資制度、中小企業者のための運転資金融資制度は、発足以来すでに、住宅融資四十三件、金額にして二千百八十五万円、運転資金は二十九件一千二百九十六万円が貸出されています。

この制度は、勤労者が住んでいる住宅の増築や改築をする際、気軽に資金が借りられる制度を設けるためにはじめたもので、中小企業者が事業の運転資金が必要なときに気軽に借りられるようにするために設けたものです。

資金枠は、住宅資金が五千万円で、市から京都労働金庫宇治店に二千五百万円を無利子で予託し労働金庫も二千五百万円を資金枠に組み入れています。

また、運転資金の資金枠は一億円で、市から京都労働金庫宇治店に二千三百万円を無利子で予託しています。

市では、市民の皆さんがこれらの制度を十分活用できるようにするため、住宅の増改築や運転資金などは常に守られることになっています。

また利用についての個人の秘密は厳軽に相談におこしいただけるようにしています。

融資の手引

▽住宅融資

①融資の対象
・市内に一年以上住んでいる給与所得者で、市税を完納していることが必要です。また勤めている事業所が市民税の特別徴収義務者であること。
・京都労働金庫の会員であること。（会員外は三千円以上の出資をすればよい）

②資金の使いみち
・借入人が住んでいる住宅の増改築または建て（組立住宅の購入も含みます）

③融資額と貸出期間
・一件あたり五万円以上三十万円までで五万円単位、期間は三年または五年

④金利及び取扱機関
・日歩二銭一厘。取扱機関は、京都労働金庫宇治支店

⑤融資の申込
・市役所及び労働金庫に備えつけの融資あっせん願書と住宅資金借入申込書（各一通）を市役所庶生課に出してください。

⑥返済方法
・元利均等月賦返済で毎月定日に払込む

▽運転資金融資

①融資の対象
・市内に一年以上店舗、工場、事業場を持ち、市税を完納していること。（ただし、金融業、保険業、不動産業、証券業、サービス業のうち事業的なものと認められる風俗営業、京都信用保証協会の代位弁済をうけ、まだ完済していない者及びその保証人は除かれます）

②資金の使いみち
・事業を行なうのに必要な運転資金に限る。

③融資額と貸出期間
・一企業あたり五十万円までで期間は、六カ月、一年、二年のいずれか。

④金利及び取扱機関
・日歩二銭一厘。取扱機関は、京都銀行宇治・大久保の両支店

⑤融資の申込
・市役所、商工会議所、信用保証協会宇治支所、京都銀行宇治・大久保両支店に備えつけの融資あっせん願書と信用保証申込書、納税証明書（各一通）を市役所商工観光課に出してください。

⑥返済方法
・元利均等月賦返済で、必要に応じ据置期間が認められます。

なお、融資についてのくわしいことは、各窓口でおたずねください。

国道で歩道工事

混雑から歩行者を守る

国道24号線

建設省近畿国道工事々務所では、いま国道一号線沿いで、特に交通量の激しい箇所の歩道拡張を進めています。

国道一号線の交通量は、枚方バイパスの開通とともに旦々に多くなり、大久保交差点などでは、たえず交通停滞をくりかえしている状態です。

そのため歩行者は横断歩道を渡るのにも一苦労といったありさまで、たえず危険にさらされています。

いま建設が進められている歩道は、大久保地区六百五十五メートル、小倉地区四百五十メートルでいずれも、道路西側の路肩をコンクリート造りにして人道（歩道）を作るものです。人道と車道とは沿石で仕切るほか防護サクなどを設けて、歩行者が安全に通行できるようにするもので、歩道の巾は一メートルから一・五メートルの広さを保つ設計になっています。

この工事は、交通安全施設等整備事業三カ年計画として総一億六百十万円で着工されたものですがこのほかの安全施設の一つとして槇島、小倉、大久保に水銀灯四灯がすでにとりつけられています。

歩道が完成するのは、今月末の予定ですが、いまだ大型車などの通行で、危険を感じていた歩行者の保護に一役かうことになります。

歩道工事が行なわれている国道24号線（小倉町で）

志津川簡易水道が完成

白川の水不足も解消へ

昨年九月から着工していた、志津川簡易水道がこのほど完成し、完成式を待つばかりとなりました。

この簡易水道は、志津川地区約百二十世帯に清浄な飲料水を供給するため建設したものです。

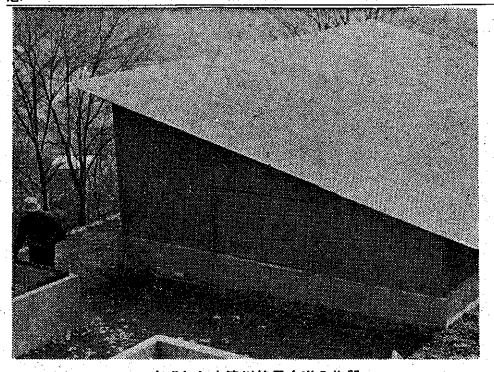

完成した志津川簡易水道の施設

同地区は昔から飲料水のほとんどは、井戸水や谷川の水を水管で各家庭まで引き使ってきました。

しかし、最近では、農業の普及などで水源がよごれたり、井戸が枯れるなどのため、冬の季節には、飲み水にもとぼしくことが多くなり、早くから水道設置を強く要望されてきたものです。

新しく設けた簡易水道は、総工費八百八十万円で、浄水場は滝水井一カ所、浜湯池二池、配水池（九〇トン）一池で、この浄水場から志津川地域内に一箇所に応じて直径二十五ミリメートルから一〇〇ミリメートルまでの管を敷設し各戸に給水できるようにしています。

また、この簡易水道の水源は、坂川水系で、上流から取水し、直径七十五ミリメートルの送水管により、志津川北組の高台に設けた浄水場まで導水し、ここで消毒、滅菌を行ない自然流下による配水します。

各戸への給水開始は、ちかく行なわれる水質検査が合格すれば、ただちに行なう予定です。

待望の白川へ給水はこの加圧場で加圧され各戸に給水されます

白川の施設も

年ごとに水枯れが激しくなっている白川地区への給水工事ができあがり、ちかく給水をはじめます

白川地区も、志津川地区と同じように毎年冬になると水枯れが激しく、台所をあずかる家庭の主婦には、悩みの種になってきましたが、そのうえ火事などおこれば、大事になることが予想され、水道の敷設が早くから計画されていましたが、同地区の給水需要家庭が少なくしかも高台にあるため、水道管敷設に要する経費や施設の建設にからみ、技術的な問題があるため慎重に検討を加えてきましたが、今回ようやく実現しました。

白川地区への給水は、白川浜に受水槽と加圧ポンプ室を設け、ここから、加圧ポンプにより標高九十三メートルの三宅原に設けた容量百トンの配水池に貯水し、自然流下により、白川地区八十世帯に給水します。

総工費は、九百万円で施設の完成検査が終りしだい給水を開始しますが、この水道の完成により、現在行なっている、給水車による給水もなくなり、各家庭では、清浄な水がふんだんに使えることになり、水不足の悩みが一挙に解消されることになります。

（水道課）

電話の申込は本人が

〝早くつける〟にご用心

最近市民の方から「電話の申込を早くしたのだがまだつかないのはなぜなのか」「新しく町内会話を結成したんだが、電話がないのでなにかにつけて不便なので、なんとか早く引ける方法がないだろうか」などという投書や相談がよせられてきます。

そこで今月は、市内における電話の架設状況などについて宇治電話局にたづねてみました。

◇

昭和三十六年七月に宇治局の電話は、ダイヤル式に切換えられ、スタートしました。それ以来市内の電話は、住宅や店舗、事業場が増えるに従い、うなぎのぼりに多くなり、当時約一、二〇〇しか加入していなかった電話もいまでは、六、二〇〇加入にのぼっています。

いま利用されている各家庭や事業場の電話は、大久保、開、伊勢田方面は、新田無人局に、東宇治方面が、木幡無人局に、宇治、槇島、小倉方面が宇治局に属しているのです。

現在積滞している電話は、六、一〇〇にのぼっていますが、これらはいずれも新田、木幡、宇治のどれかで積滞しているとこになります。

これをもう少しくわしく調べると宇治局では、四十年四月以降、営業用が四十一年一月以降に申込まれた分あわせて一、九〇〇が積滞しているのです。

また、住宅電話は三十九年六月以降に申込まれた分が、営業用は四十年十月以降に申込まれた分があわせて一、七〇〇が積滞しています。

次に新田では、住宅用が四十年一月以降、営業用は四十一年一月以降に申込まれた分あわせて一、七〇〇が積滞。木幡では、住宅用が三十九年四月以降、営業用が四十一年一月以降に申込まれた分あわせて一、九〇〇が積滞しているのです。

宇治電報電話局では、これらのまだついていない電話を少しでも早くつけるため、急ピッチで局舎の増築を進めています。この局舎は来年春に開局し、新たに四、五〇〇の電話を持つ能力をもっています。

ところで電話の架設は、優先するものの基準については、申込順につけられることになっています。

昨年九月のことです。宇治市開町に住むTさんは、職業がらどうしても電話を引きたいと思っていました。ちょうど偶然に申込み先代行するという業者がTさん宅を訪れ、申込代行手数料として三千八百円を受取り、四十二年六月までには、つくことを約束する旨を領収証に書き入れて帰りました。そこでTさんは電話局にこのことをたずねて、はじめてだまされたことに気がついたのです。

申込は必ず窓口で

手数料はいりません

電話を引きたい――と思っているときは、うっかりしていると、Tさんのようにだまされたりしまう。電話をお引きになるときは、他人まかせにせず、申込は本人が電話局の窓口に出むいて手続をすることが、あとで問題をおこしたりすることがなく、一番よい方法です。宇治電話局では話していま

道路を渡るときは
横断歩道を
利用しましょう
宇治市交通安全会議
交通対策協会

春の種痘を実施します

日までの間に、次により春の種痘を実施します。

実施場所及び日時については、各個人宛に通知書を出し連絡します。通知書のこない方は、市役所厚生課に連絡してください。

今回種痘を受ける赤ちゃんは

昭和四十一年七月一日から四十一年十二月三十一日までに生まれたお子さんと、前回の種痘にもれたお子さんです。

狂犬病の予防注射と登録

きたる四月一日から四月十日までの間に狂犬病予防注射と登録を実施します。

注射及び登録を受けなければならない犬は、生まれて三カ月以上の犬全部です。

実施日時と場所は、昨年度登録犬の飼主に個人通知、各日刊紙でも報道していただきます。

（厚生課）